

おでかけ号の停留所の新設について(安岐地域)

問 政策企画課 政策企画係 ☎72-5161

令和6年3月から安岐地域における、おでかけ号の全ての路線を対象として、停留所を新設しました。

新停留所名「塩屋」

対象路線(7路線)

山口線、油留木線、諸田線、両子線、吉松線、橋上線、小俣線



下りの便の降車場所は「マルシヨク安岐店前」、上りの便の乗車場所は「ホームセンターナカシマ前」のそれぞれ県道沿いとなります。※店舗敷地内ではありません。

▲上り停留所位置

▲下り停留所位置

带状疱疹予防接種の費用を一部助成します

申・問 市民健康課 保健推進係 ☎72-5189
 国見総合支所 ☎82-1112
 武蔵保健福祉センター ☎68-1184
 安岐総合支所 ☎67-1111

対象者 下記①～③全てを満たす方

- ①接種を受けた時点で市に住所を有する50歳以上の方
- ②令和6年4月1日以降に接種を受けた方
- ③過去に1度も市の带状疱疹予防接種費用の助成を受けたことがない方

ワクチンの種類・助成内容

带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種方法や回数異なります。かかりつけ医などにご相談ください。ワクチンのどちらか一方、生涯1回限りの助成となります。

種類	接種回数	接種方法	助成額(上限)
生ワクチン(製品名:ピケン)	1回	皮下注射	5,000円
不活化ワクチン(製品名:シングリックス)	2回	筋肉注射	1回10,000円×2回 NEW! ※2回分をまとめて申請してください

申請する際の必要書類

- ①带状疱疹予防接種の領収書(原本)
※带状疱疹予防接種と記載のあるもの
 - ②本人確認書類(保険証、運転免許証など)
 - ③通帳(本人名義の通帳)
 - ④印鑑
- 詳細は市ホームページをご覧ください。

パートナーシップ宣誓制度が始まります

問 人権啓発・部落差別解消推進課 ☎72-0354

パートナーシップ宣誓制度とは、同性のカップルなどが、婚姻に準ずる関係であると宣誓したことを自治体が証明する制度で、令和6年4月1日から大分県により実施されます。

法的効力はありませんが、宣誓することにより市では下記の行政サービスが利用可能となります。



市より提供するサービス

- ①市営住宅、県営住宅への入居
- ②犯罪被害者等見舞金の申請
- ③市民病院での病状などの説明など
- ④納税証明書等市税に関する証明書の交付申請
(固定資産税関係を除く)

詳細は、市ホームページをご覧ください。



令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金 および子ども加算給付金のお知らせ

申・問 福祉課 福祉・障がい者支援係 ☎72-5164 子育て支援課 子育て支援係 ☎72-5114



エネルギー・食料品価格などの物価高騰を踏まえ、特に影響を受ける低所得世帯への負担の軽減を図るため、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯および低所得の子育て世帯へ緊急支援給付金を支給します。給付金を受給するためには、確認書(申請書)の提出が必要です。※給付金が受給できない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

支給対象世帯

- ①住民税均等割のみ課税世帯
基準日(令和5年12月1日)において市に住民票があり、令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者」と非課税者で構成される世帯
- ②低所得の子育て世帯への加算(子ども加算)
基準日(令和5年12月1日)において市に住民票があり「令和5年度住民税非課税世帯」、または「住民税均等割のみ課税世帯」(上記①)で18歳以下の子どもを扶養している世帯
※住民税均等割のみ課税世帯については、上記①の給付に併せて支給します。

支給額

- ①の世帯 1世帯当たり10万円
※対象世帯には、住民税非課税世帯給付金(家計急変分)を既に受給しており、10万円に満たない場合はその差額を支給します。
- ②の世帯 児童1人当たり5万円
※本給付金は差し押さえが禁止されています。

手続きについて

受給の可能性がある世帯には、確認書を送付しています。必要事項を記入して返送してください。
世帯の中に所得の未申告の方がいる場合は申告のうえ申請が必要です。また、令和5年1月2日以降に市に転入した方がいる場合も申請が必要な場合があります。本庁福祉課、子育て支援課または各総合支所地域振興課の窓口で申請してください。

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

申・問 林業水産課 林業水産係 ☎72-5198

- ①立木を伐採するときは、事前に「伐採および伐採後の造林の届出」
 - ②伐採が完了したときは「伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告」
 - ③造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」
- を提出することが森林法で義務づけられていますので、林業水産課まで提出をお願いします。詳細はお問い合わせください。

届出や報告の提出はなぜ必要なの?

森林の伐採および伐採後の造林が国東市森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

伐採をしたあとは、造林を行う必要があります

山地災害防止や水源涵養^{かんよう}などの森林の機能を維持するために、伐採後定められた期間に造林(植栽など)を行わなければなりません。

誰が提出を行うの?

森林所有者や立木を買い受けた者などです。
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。
(例)

- ・自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合→森林所有者
- ・伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合→森林所有者と立木買い受け者(共同)

提出の時期はいつ?

- ①伐採および伐採後の造林の届出
伐採を始める90日～30日前まで
- ②伐採に係る森林の状況報告
伐採を完了した日から30日以内
- ③伐採後の造林に係る森林の状況報告
造林を完了した日から30日以内

提出をしないとどうなるの?

伐採および伐採後の造林の届出
→100万円以下の罰金(森林法第208条)
伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告
→30万円以下の罰金(森林法第210条)